

# 子どもと保育者の相互的な関係

——泣き場面での意見表明に着目して——

浅田 明日香\*

## 1 はじめに

1989年に子どもの権利条約（以下条約とする）が国連で採択された後も、乳幼児は権利行使の主体者として積極的にとらえられてこなかった。そのような状況を鑑み、国連・子どもの権利委員会はジェネラルコメント No. 7（2005）を発表する。そこでは、乳幼児は「本条約で定められているすべての権利の保有者である」と明言している<sup>1)</sup>。日本においては2016年の児童福祉法改正により、第1条「児童福祉の理念」に子どもの権利の文言が加えられた<sup>2)</sup>。加えて保育所保育指針（2017）では「保育所の社会的責任」において、子どもの人権への配慮義務を明記している<sup>3)</sup>。乳幼児の権利保障に向けて条件整備が進んでいるといえよう。

「子どもの権利行使は、まずその意見表明から始まるという意味において、意見表明権は子どもの権利の基礎・基本である」<sup>4)</sup>と指摘されていることから、本稿ではとくに、条約12条意見表明権について取り上げたい。しかしこれまで、子どもの意見表明は言語表現に限定されてとらえられてきた。堀尾輝久はこれを批判しジェネラルコメント No. 7が乳幼児期からの意見表明権保障を求めていると指摘する。

意見というオピニオンというふうに理解しがちだけれど、条文はビューになっています。オピニオンとビューは違います。ビューというのは乳幼児だって持っている。つまり、ひとやものにふれ、見ている、感じている、考えている子どもの世界がある。それを大事にすることが基本だということです。子どもが泣いたり笑ったり、体を動かして表現する。要求を出している。これをきちんと受け止めなければいけない。そういう関係性

を権利として認めようというのが、子どもの発達論からすると当然にでてくることだと思っています<sup>5)</sup>。

堀尾の指摘をふまえて子どもと向き合うなら、子どもの豊かな意見表明に気付くだろう。それらの中でも「赤ん坊の泣き叫びは、容易に見逃されたり、許されたりはしない」<sup>6)</sup>強い力を持ち保育者の接近行動を促す。しかし、近年の研究によれば「泣き声が直接的に養育行動に関連するのではなく、泣きをどのように受け止め、解釈するようになるかが養育者の対処行動にとって重要である」<sup>7)</sup>ことが明らかにされた。星三和子らが実施した調査によれば、保育者は「泣き止ませることは子どもと保育者の間の信頼関係に繋がる」<sup>8)</sup>という基本的考えを持っている。堀尾も「泣き叫んでいる子どもを、きちんと人格を持つものとして尊ぶ。そういう感覚で子どもの要求を受けとめる、そして関係を作る」<sup>9)</sup>と述べている。したがって、応答が子どもと保育者の関係に影響を与えると同時に、意見表明権保障と大きく関わると考える。

ヴィゴツキー心理学に基づいて意見表明権の法的意味を確定した世取山洋介は「子どもとそれに直接する大人との関係における大人の応答性および可変性こそが、発達に必要な関係性の質を表現する」<sup>10)</sup>として相互的な関係の重要性を指摘する。発達に応じた適切な応答を子どもと保育者の関係において考える必要があるだろう。

そこで本稿では、3歳未満児を対象に泣き場面に着目し保育者の応答について明らかにすることを目的とする。まず、泣き声の解釈が保育者の対応にとって重要であることから、子どもの泣くという行為の受けと

めかたを整理する。次に、能力の有無と権利の享受を軸に、関係性を権利概念に持ち込むことの意義を検討する。さらに、乳幼児期における条約12条の意義を検討し相互的な関係について整理する。最後に、具体的な泣き場面における子どもの泣きの理由と保育者の応答について考察する。

## 2 泣きの解釈とその背景

これまでの泣き研究の多くは音声学的視点による臨床診断への利用と、発達心理学的視点による発達の变化の要因解明などを目的に行われてきた<sup>11)</sup>。それらの研究成果から、先に触れたように子どもがどのように泣くかということよりも、泣きを保育者がどのように受けとめるかがその後の対応に影響を与えることがわかってきた。ここでは、主に日本国内の泣き研究のレビューを行い、泣きはどのように受けとめられてきたのか概観したい。

第1に「泣きは人間の生命維持のために生得的に組み込まれたもの<sup>12)</sup>であり、シグナルとして泣きを受けとめる考えがある。泣きは「緊急に保育者を引きつけることができる強力なシグナル<sup>13)</sup>であり、「子どもの意思に関わらず生理的な欲求を満たす場合や身体的に危険な状態におかれた際に、保育者を引き寄せる生理的行動様式<sup>14)</sup>とされた。ここでは、泣きは生理的現象として扱われ、泣きを発する子どもの意思は問われていない。

第2に「赤ちゃんは、指しゃぶりや模倣、新生児微笑、泣きなどを使って、一生懸命に親とのコミュニケーションをはかる<sup>15)</sup>」であり、コミュニケーションとして泣きを受けとめる考えがある。泣きは乳児の意図を保育者が汲み取るための重要な行動であり、保育者と乳児をつなぐコミュニケーションの手段として保育者はとらえている<sup>16)</sup>。ここでは泣く子どもに他者との関わりを求める意思を認め、意思伝達の方法として泣きが機能する。

第3に「子どもは要求をもち、泣いたり笑ったり、身振りで表現することで意見表明している<sup>17)</sup>」というように、泣きに子どもの要求を積極的に見出そうとする受けとめかたがある。国連・子どもの権利委員会の討議において「泣き声等も子どもの意思の表明であるとして、おとなは何歳であろうと子どもに耳を傾けなければならないという点で一致がみられた<sup>18)</sup>」と報告されている。保育者が子どもの泣きに要求を見出し、子どもが権利を主張していると解釈するならば、泣き

による意見表明への対応において「継続していく対話過程の中に権利を位置づける<sup>19)</sup>」ことができると考える。

以上のように、泣きの受けとめかたを3つにまとめた。ここではさらに、子どもの権利保障の視点から、要求としての泣きが認められるようになった背景について考察したい。脳科学の立場から赤ちゃん研究に取り組んでいる小西行郎によれば、20世紀に行われた多くの研究では「赤ちゃんは、外から受けた刺激や学習によって成熟する」という考えが主流だったという<sup>20)</sup>。つまり、赤ちゃんは受動的な存在であり、教育を与えることで能力が身につくととらえられていた。その背景には、19世紀後半に興った心理学研究において、子ども、とくに乳児を科学的検証に値する対象とみなさなかつたため、乳児研究の発展が進まなかつたことが挙げられる<sup>21)</sup>。

しかし、医療の進歩により乳児死亡率が下がり健康面において扱いやすくなり、また科学研究において乳児はより安定した重要な地位を占めるようになった<sup>22)</sup>。その後の目覚ましい諸科学の発展により21世紀には「子どもの発達の基本的な特徴の一つに『自ら外に向けて働きかける力』<sup>23)</sup>が認められるようになる。このような経緯をみると、能力の有無の判断はその時々の人々の価値観や科学的限界などの諸要素に左右される可能性があることがわかる。幼い子どもを「力ある存在」として認めたとしても、能力の有無を判断基準とする限り障害児などの子どもは排除される危険性がある。では、人権論はこの課題に関してどのような議論を展開してきただろうか。能力の有無と権利の享受を軸に考察したい。

## 3 関係的権利論の意義

笹沼弘志はフランスの人権宣言(1789)以降、「力によって権利を基礎づけるもの、すなわち力ある『強い人間』に権利の享受を認める<sup>24)</sup>」論理が支配的であったと指摘する。大江洋によれば「諸個人の自律性・自己決定の契機だけを認め評価する社会においては、人間は分断化され孤立的存在となる。さらに、自己主張なき個人は『弱い人物』として社会の片隅に追いやられ(周辺化)、不可視の存在となる<sup>25)</sup>」であり、能力の有無によって選別する共同体は分断によって構成員の幸福を妨げる。

こうした不平等で差別的な権利の取り扱いに対して、異議を唱えるのがマーサ・ミノウである。差異と

平等の問題に取り組むミノウは差異の取り扱いに関する3つのアプローチを提示している。その1つである「異常人アプローチ」は正常と異常という2つの階層に人間を振り分け、正常な人間にのみ権利の享受を認めるというアプローチ<sup>26)</sup>であり笹沼の指摘と呼応する。2つ目の「権利アプローチ」は権利がすべての人間に適用されるアプローチである<sup>27)</sup>。権利アプローチでは自律的人格による同一性を平等の前提としており、差異に対する配慮という点において課題がある<sup>28)</sup>。子どもは権利の享受が認められたとしても、自律的に生きるのは困難であり保護を要する。権利アプローチでは、子どもの生存権や発達権などをおびやかすことになる。3つ目の「関係性アプローチ」は権利アプローチと異なり、自律的人格を前提とするのではなく、人々の間の基本的なつながりによって不平等な取り扱いを解消しようとする<sup>29)</sup>。しかし、関係性アプローチは、根本的な力関係の図式が変わらない限り、弱い立場に置かれた人々にリスクをもたらす（社会的抑圧性）などの課題を抱えている<sup>30)</sup>。

そこでミノウは、「権利概念は相互に依存する人々の関係という文脈で生じる」<sup>31)</sup>という点に着目し、権利アプローチと関係性アプローチの統合によって権利の再構成を試みた。その成果として、関係的権利論が誕生する。権利と関係性を組み合わせ「継続的な議論における道具として権利概念が役立つ」<sup>32)</sup>と、関係性の文脈に権利を位置づけたのである。この理論は子どもの意見表明権をめぐる問題解決のために、有益であると考えられる。しかしミノウは子どもの意見表明権について関係的権利論の視点から考察していない。そこでミノウに依拠し意見表明権を検討した世取山を参考に、子どもと保育者の望ましい関係について考察したい。

#### 4 相互的な関係

世取山によれば、意見表明権の特徴は2つある。第1は「国家と子どもの間ではなく、子どもとそれに直接関わる大人との間を流れることを想定している」<sup>33)</sup>ことである。第2は、「大人が最終的に決定に責任を有しながらも、その責任ある決定において子どもの希望を尊重すべきことを求めるものとして流れる」<sup>34)</sup>ことである。このように、世取山は意見表明権を大人との人間関係を子どもに保障する権利としてとらえている。そして「関係的権利」を主唱するミノウの「交渉による自我」(negotiated identity) という概念を用いて

意見表明権を正当化する。世取山はミノウ論の有用性について次のように述べている。

関係性に埋め込まれていながらその関係の質を変更する力が当事者に存在することを存在論的に承認し、その現に存在する力を「権利」として承認し、そのような変更を不能とするような法によるある特定の関係性の強制を否定する役割を「権利」に与えようというロジックは、条約12条の正当化を考える場合に実に示唆的なのである<sup>35)</sup>。

しかしミノウ論を子どもと大人の関係に適用するには課題が残る。国連・子どもの権利委員会が「子どもの聞かれる権利」について発表したジェネラルコメント No. 12 (2009) が「子どもは大人のような完全な自律は有していないが、他方で権利の主体である」<sup>36)</sup>と指摘したように子どもの権利主体性は矛盾を抱えている。この矛盾は子どもの権利論においても活発に議論されており、子どもに保護と自律のどちらを与えるべきか問われてきた<sup>37)</sup>。これは、ミノウが提示した異常人アプローチは子どもに権利の享有は認めない一方で、権利アプローチは差異への配慮に課題があるとする2つのアプローチと根源的な問題を共有すると思われる。ここで注目したいのは、条約5条が子どもの「発達しつつある能力に適合する方法」<sup>38)</sup>での指導を大人に求めているように、「発達と学習可能態」<sup>39)</sup>という子どもの特徴に関する配慮である。しかしミノウは人権一般の議論に取り組むにとどまり、この問題については十分な検討を加えていない。

そこで世取山は子どもの「発達のためには、ある特定の質を持った『関係性』が必要となる」<sup>40)</sup>として、自律的人格を前提とし人間関係を埒外に置く保護と自律の2極論を、ヴィゴツキー心理学に依拠し乗り越えようとする。

子どもの精神的発達、子どもと現実との間で生じた問題に対する子どもによる対応、大人による子どもに対する働きかけ、そして大人との間で生じた事柄の子どもの中での内面化という3つのプロセスから構成される<sup>41)</sup>。

そして子どもを具体的な文脈に存在するものと認め、大人との関係への権利として条約12条を位置づけた。その上で、ヴィゴツキー心理学から応答性と可変性という子どもと大人の関係の質に関する重要な提起を見出し、これら2つの性質を「子どもの成長発達に必要なのは、子どもが主体的に行う働きかけに大人が応答し、その積み重ねによって生じる子どもの発達

に応じて大人による働きかけの性格が変化する関係<sup>42)</sup>であり相互的な関係の本質として説明する。

相互的な関係は「具体的な文脈のなかにおいて子どもが問題に直面して示す反応に、大人が応答することによって成立する<sup>43)</sup>」ため、具体的な場面を通して検討すべきと考える。幼い子どもの泣き場面での意見表明については、十分に明らかになっていない。泣きの理由と子どもの欲求を通して子どもと保育者の相互的な関係について考察を要すると考える。

## 5 泣きの理由に合わせた保育者の応答

「乳児の泣き声におとなは豊かな人間的理解を付け加えて、このシグナルを完成させる<sup>44)</sup>」のであり、泣きを保育者がどのように受けとめ対応するかが重要となる。

ここでは、乳児の泣きと保育士との関係についての実態調査を行った根ヶ山光一らの研究<sup>45)</sup>を参考に、泣きの理由を分類した上で保育者の望ましい応答を論じたい。根ヶ山らは「子どもの能動的な不快の訴えとしてのサインを保育士がどう受けとり対応するかという、保育の最も日常的で基本的な視点が見過ごされてきた<sup>46)</sup>」とし、保育者の泣き対応の実態を明らかにしようとした。この先駆的な研究は「保育士によって解釈された泣きの理由」を生理的理由、身体的な不快、物理的状況の不快、社会的要求、抵抗拒否、甘え、他児との関係、その他の8項目に整理している<sup>47)</sup>。それらをふまえ、本研究では根ヶ山らの8項目からその他をのぞいて、生理的欲求の泣き、安全欲求の泣き、社会的欲求の泣きに再分類し、泣きの理由に合わせた応答を考察する。

### 5.1 生理的欲求の泣き

生理的欲求の泣きとは、根ヶ山らの分類による生理的理由、身体的な不快にあたる。生理的理由の内容として「眠い、寝起き、夢、睡眠中、お腹がすいた、のどが渇いた、おむつが濡れた、便意がある」が挙げられている。身体的な不快の内容として「姿勢が苦しい、身体が不自由、運動が制限される、暑い、痛い、身体が苦しい、健康状態が悪い、疲れた、飽きた」が挙げられている<sup>48)</sup>。

生理的欲求の泣きは、生きていくための基本的な欲求を表すと考える。乳児の基本的な生活は食事や睡眠、排泄によって構成される。これらの活動は欲求充足にとどまらず子どもの育ちに関わる。たとえば、食事における子どもと他者の関係について平林敬子は次

のように述べている。

食事の「待つ、見る、楽しく食べる」ことを積み重ねていくことは、4時間おきに乳を飲んでいたら子どもが、3回食に移行するにしたがい適度な空腹により食事の楽しさを感じるようになる。大人が食べているのをじっと見てよだれを流し、食べ物に手をのぼし始める。幼児期には自己主張が成長しともにいろいろな形で現れる。食事が生活体験となり、泣いたり笑ったり誉められたりしながら育っていく<sup>49)</sup>。

その際に子どもが満足感をもてるように「子どもの顔をしっかりと見て、ふさわしい声をかけながら、急かすことなく働きかける<sup>50)</sup>」ことが保育者に求められる。

相互的な関係の視点から考えると、子どもが泣いて「眠い」、「お腹がすいた」などの問題を訴える時、保育者が生理的欲求充足のため働きかける過程の中で「快・不快の感覚を育て、生活習慣を獲得させていく<sup>51)</sup>」ことが応答性の軸として見出せる。

### 5.2 安全欲求の泣き

安全欲求の泣きとは、根ヶ山らの分類による物理的状況への不快、甘えにあたる。物理的状況への不快の内容として「音や急激な刺激に驚いた、怖い、不安」が挙げられている。甘えの内容として「保護者と別れた、お迎えがもうすぐ、保育者との別れ・後追い、甘えたい、人見知り、場所見知り、独りでおかれた」が挙げられている<sup>52)</sup>。

安全欲求の泣きは、乳幼児の危機を回避したいという欲求を表すと考える。とくに、乳児期後半には「人見知り」という現象が起こる。これは「一般的他者と自分にとってとても大切な欠くことのできない『特定の親しい人』を、区別して捉える力<sup>53)</sup>」に起因する。西川由紀子は人見知りする子どもと「特定の親しい人」の関係について次のように述べている。

「特定の親しい人」（この場合はおかあさん）が一緒にいるところで、新しい人と親しくなっていくというところが、ポイントである。“おかあさん（『特定の親しい人』）は、今日の前にいる人ととても仲がいいようだ。だったらワタシもこの人と親しくなろう”という「特定の親しい人」を介しての判断が大切である<sup>54)</sup>。

このように「子どもたちの世界は、新しい発見や、感動に満ちたものになっていく<sup>55)</sup>」よう関わる事が保育者に求められる。

相互的な関係の視点から考えると、子どもが泣いて

「音や急激な刺激に驚いた」、「保護者と別れた」などの問題を訴える時、保育者が安全欲求充足のため働きかける過程の中で、「はじめての人・もの・場所との出会い」<sup>56)</sup>を支えることが応答性の軸として見出せる。

### 5.3 社会的欲求の泣き

社会的欲求の泣きとは、根ヶ山らの分類による社会的要求、抵抗拒否、他児との関係にあたる。社会的要求の内容として「もっとほしい、もっとしたい、要求が通らない、行為が邪魔された、思うようにならない」が挙げられている。抵抗拒否の内容として「保育士にされることがイヤ、禁止されたことへの反応、したくない・イヤだという主張」が挙げられている。他児との関係の内容として「つられ泣き、共感、他児とのトラブル」が挙げられている<sup>57)</sup>。

社会的欲求の泣きは、乳幼児の自分の世界を知り自立したいという欲求を表すと考える。しかしその欲求は、しばしば他者との衝突を招く。人間が社会生活を送るには、過度な自己主張や自己抑制を避け、他者との良好な関係を築く必要がある<sup>58)</sup>。そのためには子どもの気持ちを尊重しながらも、子どもが適切な形で気持ちを他者に伝えられるように意見表明能力の形成に主眼を置いた対応が適切であろう<sup>59)</sup>。長瀬美子は自我のめばえを育てるという視点から子どもと大人の関係について次のように述べている。

他者の自我・思いと自分の自我・思いとの間に折りあいをつけていくことを子どもが学ぶためには、子どもの思いを尊重しながら、おとなの思いや考えを子どもにわかるように伝えていくことが必要になります。(略) おとなには、自我のめばえを育てるような対応が求められます。具体的には、「片づけたくないの?」と子どもの気持ちをことばにして表したり、「寒くなったから着たほうがいいと思うんだけど」と、おとなの思いや考えを伝えたりします。そのことによって、自分にも相手にも気持ちや考えがあることを子どもは知っていきます。それを知ったうえで子どもは、どうしたらいいのかを考え、気づいていくのです<sup>60)</sup>。

保育者が子どもに対して丁寧に気持ちを伝えようとする姿は、子どもが気持ちを表現する上でモデルとなり得ると思われる。加えて「『自分でしたい』」と思っている子ども自身に、考え、決定する機会を保障することで、めばえはじめて自我を確固としたものに育てていこうとするかかわり<sup>61)</sup>が求められる。

相互的な関係の視点から考えると、子どもが泣いて「もっとほしい」、「保育者にされることがイヤ」、「つられ泣き」などの問題に直面し訴える時、保育者が社会的欲求充足のため働きかける過程の中で保育者の考えを伝えつつ、子どもの自己決定を支えることが応答性の軸として見出せる。

## 6 おわりに

本稿ではまず、泣きの解釈とその背景について整理した。乳幼児の泣きはシグナルとしての泣き、コミュニケーションとしての泣き、要求としての泣きという解釈がみられた。これらの背景には、諸科学の進歩による赤ちゃん観の変容が影響していたと思われる。さらに人権論の視点から能力の有無と権利の享受について検討し、ミノウの関係の権利論によって子どもと保育者の関係に子どもの権利を持ち込み、差異と平等の問題を解決する可能性を確認した。

次に世取山に依拠して、意見表明権の意味と相互的な関係の定義を整理した。世取山によれば、条約12条は子どもに大人との人間関係を保障する権利である。あわせて世取山はミノウの関係の権利論を子どもに大人との関係の質を変更する力を認めたとして評価し、条約12条の正しさを主張した。そして、ヴィゴツキー心理学から応答性と可変性という子どもと大人の関係の質に関する重要な提起を見出し相互的な関係とした。

最後に生理的欲求の泣き、安全欲求の泣き、社会的欲求の泣きに着目し相互的な関係について検討した。生理的欲求の泣き場面では、快・不快の分化と生活習慣の獲得を保育者の応答性の軸として見出した。安全欲求の泣き場面では、子どもの世界を広げることを保育者の応答性の軸として見出した。社会的欲求の泣き場面では、保育者の考えを伝えつつ、子どもの自己決定を支えることを保育者の応答性の軸として見出した。

今後の課題として次の2点を挙げる。第1に、本研究で示した保育者の応答性の軸を、保育実践を通して検証したい。第2に、本研究では泣きの解釈について国内の研究に限定して整理したが、国外の先行研究を対象に泣きの解釈の変遷についてより詳しく整理したい。

### 注

\* 愛知県立大学客員共同研究員

1) 国連・子どもの権利委員会(2006) 乳幼児期の子ども



## 子どもと保育者の相互的な関係

- 49) 平林敬子 (2004) 乳児期の基本的な生活—保育所において一. 大阪保育研究所 (編). 乳児保育. 68
- 50) 長瀬美子 (2014) 乳児期の発達と生活・あそび. ひとなる書房. 33
- 51) 同上. 30
- 52) 前掲45)
- 53) 西川由紀子 (2004) 言語と対人関係. 大阪保育研究所 (編). 乳児保育. 84
- 54) 同上. 85
- 55) 同上. 87
- 56) 同上. 86
- 57) 前掲45)
- 58) 鈴木牧夫 (2009) 乳児をどうとらえるか. 全国保育問題研究協議会 (編). かかわりを育てる乳児保育. 新読書社. 21
- 59) 浅田明日香 (2016) 乳児保育における「意見表明権」保障とは何か—意見表明能力の形成要素に焦点を当てて—. 人間発達学研究 7. 1-11
- 60) 前掲50). 78-79
- 61) 同上. 79